(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町・音威子府村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

美深町・音威子府村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町・音威子府村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

美深町・音威子府村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

せたな町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

奥尻町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町・久遠郡せたな町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道樺戸郡月形町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岩見沢市・赤平市・深川市・月形町・磯谷郡蘭越町（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市・夕張市・赤平市・深川市・雨竜郡沼田町・虻田郡喜茂別町・京極町・真狩村・紋別郡西興部村（以上四市三町二村について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

喜茂別町・京極町・真狩村（以上二町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

岩見沢市・夕張市・赤平市・深川市・沼田町・喜茂別町・京極町・真狩村・西興部村（以上四市三町二村について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市・雨竜郡雨竜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町・久遠郡せたな町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道樺戸郡月形町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岩見沢市・赤平市・深川市・月形町・磯谷郡蘭越町（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市・夕張市・赤平市・深川市・雨竜郡沼田町・虻田郡喜茂別町・京極町・真狩村・紋別郡西興部村（以上四市三町二村について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

喜茂別町・京極町・真狩村（以上二町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

岩見沢市・夕張市・赤平市・深川市・沼田町・喜茂別町・京極町・真狩村・西興部村（以上四市三町二村について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市・雨竜郡雨竜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町・久遠郡せたな町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3